

平成23年4月1日

職員及び関係者等に関する慶弔費について
次のように内規を定める。

公益財団法人
高エネルギー加速器科学研究奨励会

1. 適用範囲

- ①現在の事務局職員・評議員・理事・選考委員等
- ②過去の財団役員等経験者
- ③その他代表理事が必要と認めた場合

2. 上記に適用する金額

- ①の場合 : 本人 10,000 円～20,000 円の現金又は生花とする。
- ②の場合 : 10,000 円～15,000 円を基準とする。ただし、生花を原則とする。
- ③の場合は状況に応じて金額を決定する。

以上